

## 指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名

- (1) (株) 富士通ゼネラル 神奈川県川崎市高津区末長3-3-17  
00-005828 代表者 斎藤 悦郎  
(電気通信)
- (2) 日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1  
00-005526 代表者 新野 隆  
(電気、電気通信)
- (3) 沖電気工業(株) 東京都港区芝浦4-10-16  
00-005225 代表者 鎌上 信也  
(電気通信)
- (4) 日本無線(株) 東京都中野区中野4-10-1  
00-004255 代表者 荒 健次  
(電気通信)

## 2 指名停止期間

- (1) 平成29年3月15日 ～ 平成29年9月14日 (6か月)
- (2)~(4) 平成29年3月15日 ～ 平成29年6月14日 (3か月)

## 3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請を含む)

## 4 事実概要

公正取引委員会は、全国の市町村等が発注する特定消防救急デジタル無線機器の納入について、消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対し、平成29年2月2日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者を公表した。

## 5 指名停止措置理由

上記業者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令等を受けたことは、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第2第5号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」  
別表第2

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為)	
5 本県内において業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2か月以上9か月以内